

不妊治療促進企業支援事業のご案内

～ 不妊治療と仕事の両立支援を ～

不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境作りを推進する企業に
10万円交付します

▶背景

実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦は**約4.4組に1組**
不妊治療中（または予定している）方の**4人に1人**が**仕事と両立に困難を抱えている**

兵庫県不妊症等に関する支援推進条例が策定されました

（令和7年7月1日施行）

●企業の役割は・・・？

従業員が仕事と両立できるよう配慮し、職場における不妊症等に関する理解を促進するために必要な措置を講じるよう努めること（第6条）

●取り組むメリット

- ①安定した労働力の確保
- ②社員の安心感やモチベーションの向上
- ③新たな人材を引きつけることにつながる etc.



健康づくり企業

↓↓登録はこちら↓↓



▶交付要件 * 交付は1企業につき1回限り

①「健康づくりチャレンジ企業」への登録

②以下の条件を満たした上、改正された就業規則の周知

- ア 就業規則等に不妊治療休暇制度を新たに明記し申請年度中に導入すること（給与相当が補償される場合に限る）
- イ 既にアを導入している場合は、不妊治療のための勤務形態の選択性等新たな取り組みを導入すること
- ウ 企業内の不妊治療支援を推進するため、指定動画を視聴すること
- エ ひょうご仕事と生活センターによる企業相談・研修を実施すること

* 企業の中には医療機関、介護施設、保育園なども含まれます。

▶申請方法

必要書類を下記提出先に、原則メールで送付ください。
様式は、兵庫県ホームページからダウンロード出来ます。



←様式のダウンロード、
事業の詳細はこちらから

▶お問い合わせ先（提出先）

兵庫県保健医療部 健康増進課 保健指導班

☎：078-341-7711（内線：73812） ✉：kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp